

「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」の閣議決定にあたって（見解）

2010年6月29日

全日本教職員組合障害児教育部常任委員会

1. 本日の閣議において、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」が閣議決定された。この決定は、「障がい者制度改革推進会議の『障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）』を最大限に尊重」することを明記しつつ、第一次意見の第2「障害者制度改革の基本的考え方」、第3「障害者制度改革の基本的方向と今後の進め方」の項目を踏まえた改革の推進方向を示している。
2. 閣議決定は教育分野の基本的方向と今後の進め方として、「障害のある子どもが障害のない子どもと共に教育を受けるという障害者権利条約のインクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえ、体制面、財政面も含めた教育制度の在り方について、平成22年度内に障害者基本法の改正にもかかわる制度改革の基本的方向性についての結論を得るべく検討を行う」「手話・点字等による教育、発達障害、知的障害等の子どもの特性に応じた教育を実現するため、手話に通じたいろろ者を含む教員や点字に通じた視覚障害者を含む教員等の確保や、教員の専門性向上のための具体的方策の検討の在り方について、平成24年内を目途にその基本的方向性についての結論を得る」としている。
3. 障害者権利条約の批准、障害者自立支援法廃止と障害者総合福祉法制定に向け、「私たち抜きに、私たちのことを決めないで」との日本と世界の障害者運動をも踏まえて、障がい者制度改革推進会議（以下、推進会議）が設置され、日本の障害者にかかわる制度の全面的な検討がすすめられていることは、全体として積極的な意味を持っている。
4. しかし、とりわけ教育にかかわる推進会議の論議および第一次意見は、看過できない重大な問題点を持っている。それは、推進会議において現在の日本の障害児に対応する教育の実態と課題のていねいな検証がなされていないこと、障害者権利条約の教育条項の一面的な解釈が先行していることに起因すると思われる。
5. 第一次意見は、今年秋から年末にかけて第二次意見をまとめ、2011年の通常国会に障害者基本法抜本的改正の法案を提出することを明記している。障害者基本法では、教育にもかかわる基本的理念、国や自治体の責務、計画的な改善のとりくみなどについて定められる。日本の教育の現状と課題を踏まえ、障害のある子どもたちの権利としての教育が真に前進するものとなるよう、父母・子ども・教職員による現場からの情報発信と意見集中のとりくみが求められている。
6. 第一次意見の問題点にかかわりここでは3点について指摘する。全国での幅広い検討論議を呼びかける。

障害者権利条約に示される教育制度改革の目的（「人間の多様性を尊重」「精神的・身体的な能力を可能な最大限度まで発達」「自由な社会に効果的に参加」）の実現に向かう展望が示されていないことである。それは、障害のある子どもたちの「学習する権利」「発達する権利」を侵害している日本の教育の現状の分析と、解決のためのていねいな検討を捨象し、「障害のない人と共に生活し、共に学ぶ教育（インクルーシブ教育）を実現」することのみを課題意識におき「改革の基本方向」が検討されてきたことによると思われる。推進会議の議論において、近年特別支援学校・特別支援学級で在籍者が激増している知的障害児、知的障害を併せ持つ子ども、発達障害のある子どもたちのねがいを代弁する意見は少なく、この子どもたちにかかわる通常学級、特別支援学級、特別支援学

校の現状と、その学習権、発達権を保障するための課題の検討は極めて不十分である。第一次意見は「すべての子どもは地域の小・中学校に就学し、かつ通常の学級に在籍することを原則とし、本人・保護者が望む場合・・・には、特別支援学校に就学し、又は特別支援学級に在籍することができる制度へと改める」と明記した。例えば20人程度の学級編制、学級に対する複数の教員配置、競争と格差づくりの教育を改める学習指導要領改善などをすすめるならば通常学級において学習や発達が保障される子どもたちは大きく広がると考えられる。第一次意見では、このような通常教育の根本的改革の方向は示されていない。日本の教育の現状を前提としながら、通常学級に就学した場合の追加的な教職員配置などにふれているに過ぎない。国際的にも異常な日本の教育の現状の中で、障害のある子どもたちが通常学級で学ぶことが困難になり、特別支援学級・特別支援学校在籍児が激増している実態を見ることが必要である。通常教育改革がすすまぬ中で通常学級在籍を原則とすることは、障害のある子どもたちにとって重大な権利侵害となる。同時に現在多くの困難をかかえる通常教育における矛盾を一層拡大し、障害の有無にかかわらず子どもたちの成長・発達を阻害するものとなる。子どもの就学先の決定において、本人・保護者の希望と「児童の最善の利益」(子どもの権利条約、障害者権利条約)の統一的保障こそ制度改革の重要な課題である。「本人・保護者が望む場合」のみ特別支援学校・学級に就学できる制度は、就学前における障害児支援、教育相談活動などの具体的体制整備の十分な確立を前提とすべきである。また本人・保護者の選択を前提とした特別支援学校・学級の位置づけは、選択した者の「自己責任論」につながりやすいことへの注意が必要だ。一部に「希望すれば特別支援学校・学級入れるのだからよい」とする意見もあるが、学校設置者の条件整備義務を免責し、選択者の自己責任に転嫁させない制度設計が求められる。

現在、障害児の権利保障にかかわって特別支援学校等の劣悪な教育条件の改善は極めて重要な課題になっている。第一次意見では、「障害者が小・中学校等(とりわけ通常の学級)に就学した場合」のみをとりあげて学校設置者の「条件整備を行うために計画的に必要な措置を講ずる」義務を述べている。特別支援学校などの現状に対する計画的な改善についてはまったく触れられていない。在籍児が激増する中で、現在特別支援学校では、「カーテンで仕切られた教室」「玄関を仕切った教室」「プレハブで校庭がなくなった」などの実態が全国的に幅広く見られる通常では考えられないような差別的な権利侵害の実態が生まれている。障害児の権利をすすめる教育改革において、この現状解決の展望を欠くことがあってはならない。

7. 障害者権利条約の批准において問われているのは、障害者の権利の実質的な前進・保障である。日本の障害児教育制度改革の方向は、障害のあるすべての子どもたちの権利保障を前提に置くべきである。重度の知的障害、重複障害を持つ子どもたちをも含め、すべての子どもたちの「学習する権利」「発達する権利」を実現するためには、通常教育のあり方、通常学級で学ぶ子どもたちに対する合理的配慮、特別支援学級・特別支援学校の条件整備と豊かな教育の展望など、総合的な改革の実現が求められる。推進会議の動向など障害児教育をとりまく情勢や、障害児教育の実態と課題にかかわる学習と論議を、障害児教育関係者、父母、通常教育関係者などと幅広くすすめよう。推進会議に対して障害児教育の現状と課題、保護者の意見、子どもたちのねがいを伝えよう。マスコミとの連携、地方議会での意見書採択なども含め、障害児教育の大切さを積極的・攻勢的に発信し、障害児教育の豊かな前進に向けた合意と共感をつくる国民的な大運動を呼びかける。